



Vol.10

弁護士 岸田鑑彦
狩野・岡・向井法律事務所

★ 睡眠不足の裁判官

「誰も好きこのんで朝早くに出社しないでしょう」

ある残業代裁判で裁判官が言った一言です。

所定始業時間が午前9時の会社で、毎朝8時に出社してタイムカードを打刻していた労働者がいました。

当然、労働者側は、タイムカードの打刻時間である8時から業務を開始していたと主張。

会社は、特に忙しい部署でもなく、本人の都合で勝手に早く来ているだけであり、所定始業時間である9時から業務を開始していたと主張しました。

このように残業代裁判では、残業時間か否か、残業時間がどのくらいあるのかという点が激しく争われます。

タイムカードはあくまで会社に出社した時間、会社を退社した時間をあらわすものに過ぎませんから、タイムカード＝労働時間ではありません。

しかし、出社した事実はタイムカードの打刻から明らかですので、あとは実際にいつから仕事を開始したのかということになります。

所定の始業時間よりも前に出社して仕事をすれば、それは早出残業に当たり得ます。

冒頭の流れからお分かりかと思いますが、裁判所は、8時から業務を開始していたという心証を持ちました。

わざわざ用もないのに睡眠時間を削って1時間も早く会社に出社しようとは考えないだろう、何か目的(仕事)があって早く出社しているのだろうということのようです。睡眠時間が少ない多忙な裁判官ならではの発想ですね。

しかし、例えば通勤電車の関係で早く会社に着いてしまう、車通勤のため時間が読めないから余裕をもって家を出る、満員電車を避けるために早めに家を出る、家ではゆっくりタバコが吸えない・新聞が読めない・トイレに行けないので会社でゆっくりする、心配性なのでとにかく

早めに会社に着かないと落ち着かない、いずれもあり得る話です。

ですから、冒頭の裁判官の発言には違和感があります。

確かに、この事案では8時過ぎからぼつぼつと仕事のメールをこの労働者が返信していた記録がありました。しかしそもそも8時からきて返信しなければならないような緊急性の高いメールではありませんでした。

結局、夕方以降、必要もないのにダラダラと残業をしているのと同じ構図です。そして夕方以降の残業の場合と同じように、上司がタイムカードを確認して、出勤時間が異常に早い場合には、本人と面談をしてその理由を聞かなければなりません。本人になぜ早く来るのかを確認して、仕事のためだと言うのであれば、その必要性がないことを伝えて注意しなければなりません。

もちろん8時40分とか8時45分というような時間であれば、9時からの始業時間に合わせて出勤したと認められる可能性が高いです。これは所定始業時間というのは、実際にその時間から労務提供を開始しなければいけない時間だから

です。

ですから、9時ちょうどに労務提供をするためには、それよりも時間的余裕をもって出勤するのは当たり前前のことです。

しかしどうも1時間以上早く出勤していると、冒頭のようなことを言われる可能性が高いのではないかと思います。

始業時間との関係では、所定始業時間前の朝礼や掃除なども問題になります。

毎回開始時間が固定されていて、遅刻等の制裁がないにせよ、事実上出席が強制されているような場合や当番制であらかじめ担当が決まっているような場合は、朝礼、掃除の開始時間をもって始業時間と認定される可能性が高いです。

昔は、新入社員は、一番に出勤して掃除をするのが当たり前、早く来ればくるほどやる気があるという風潮でしたが、今は早く出勤する者を疑ってかからなければいけない時代です。

昔のよき？風習が逆に残業代を増やす結果となり、非常に残念な気持ちになります。